

令和4年度

志木市健全化判断比率及び  
資金不足比率審査意見書

志木市監査委員



志 監 査 第 1 8 号

令和5年 8月14日

志木市長 香 川 武 文 様

志木市監査委員 成 田 茂

志木市監査委員 西 川 和 男

令和4年度志木市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和4年度志木市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる資料について、志木市監査基準（令和4年志木市監査委員告示第2号）に準拠して審査したので、次のとおり意見書を提出する。

## 令和4年度志木市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

### 1 審査の期間

予備調査 令和5年7月25日から8月3日まで

本審査 令和5年8月4日

### 2 審査の対象（財政指標）

健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

(2) 連結実質赤字比率

(3) 実質公債費比率

(4) 将来負担比率

資金不足比率

(5) 資金不足比率

### 3 審査の方法

審査に付された財政指標が、法令等に照らし算出過程に誤りがないか、法令等に基づき適切な算定要素が財政指標の計算に用いられているか、併せて算定の基礎となった書類等が適正に作成されているかを審査した。

また、この審査は提出された算定様式を基に、決算書及び付属資料との照合、関係職員からの聴取により実施した。

### 4 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された財政指標は、法令等に準拠して作成され、正確に表示されていた。

また、算定の基礎となった書類等が、適正に作成されていることが認められた。

#### (2) 個別意見

実質公債費比率（3年平均値）は2.2%と前年度に引き続き微増となっている。また、将来負担比率については、新庁舎建設や志木地区衛生組合大規模改修事業などにより、これまでのマイナスからプラスに転じ4.7%となっており、今後はさらに状況を注視し、適正な財政負担に努められたい。

将来的には、社会保障費の増加及び新複合施設建設事業など公共施設の更新費用等引き続き多額の財政負担が見込まれ、健全化判断比率への影響が予想されるが、地方自治法第1条の2第1項にあるように「住民の福祉の増進を図ることを基本として」健全な財政運営の維持に努められたい。

## 1 総括

### (1) 健全化判断比率

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がなく黒字のため「－」の記載となっている。

実質公債費比率は 2.2%で、前年度に比べ 0.8 ポイント上昇しているが、良好な値を示している。

将来負担比率は、4.7%である。

○ 是正改善を要する事項及び指摘すべき事項はない。

(単位:%)

健全化判断比率	令和4年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	12.75	20.00
連結実質赤字比率	—	17.75	30.00
実質公債費比率	2.2	25.0	35.0
将来負担比率	4.7	350.0	

### (2) 資金不足比率

各会計とも資金不足比率は、生じていないため「－」の記載となっている。

○ 是正改善を要する事項及び指摘すべき事項はない。

(単位:%)

特別会計の名称	令和4年度	経営健全化基準
志木市水道事業会計	—	20.00
志木市下水道事業会計	—	20.00

## 2 財政指標

### (1) 実質赤字比率

一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率を表すものである。  
当市では、一般会計が対象となる。

$$\text{算式} \quad \text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※ 「標準財政規模」には、臨時財政対策債発行可能額を含む。  
以下同じ。

**(令和4年度志木市の標準財政規模 15,356,169 千円)**

#### ○ 実質収支（実質赤字）額の状況

##### 【一般会計】

歳入総額	33,080,179 千円	①
歳出総額	31,116,019 千円	②
歳入歳出差引額	1,964,160 千円	③ (①－②)
翌年度に繰り越すべき財源	37,847 千円	④
<b>実質収支額</b>	<b>1,926,313 千円</b>	<b>③－④</b>

※ 実質収支額が黒字である場合は、実質赤字額は生じない。

#### ○ 実質赤字比率

(単位:千円)

会計名	実質収支額
一般会計	1,926,313
標準財政規模	15,356,169
実質赤字比率 (%)	—
早期健全化基準 (%)	12.75
財政再生基準 (%)	20.00

一般会計等における実質収支額は1,926,313千円となっており、実質赤字比率は生じていない。

(2) 連結実質赤字比率

一般会計や公営企業会計を含む全ての会計を対象とした、実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率を表すものである。

$$\text{算式} \quad \text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額（資金不足額）}}{\text{標準財政規模}}$$

○ 一般会計・特別会計の実質収支額の状況

(単位:千円)

会計名	歳入総額 ①	歳出総額 ②	歳入歳出差 引額③=①-②	翌年度に繰り越 すべき財源④	※実質収支 額 ③-④
一般会計	33,080,179	31,116,019	1,964,160	37,847	1,926,313
国保	7,184,334	6,830,855	353,479	0	353,479
駐車場	40,853	36,441	4,412	0	4,412
介護保険	5,335,419	5,056,411	279,008	0	279,008
後期高齢	1,120,983	1,113,203	7,780	0	7,780
特会小計	13,681,589	13,036,910	644,679	0	644,679
合計	46,761,768	44,152,929	2,608,839	37,847	2,570,992

※ 実質収支額が黒字である場合は、実質赤字額は生じない。

(注)財政課資料による。各項目の金額は端数処理をしているため、一致していない場合がある。

○ 公営企業の資金不足額の状況

(単位:千円)

会計名	流動負債等 ①	算入地方債 の現在高 ②	流動資産等 ③	解消可能資金 不足額 ④	※資金不足額・剰 余額 ①+②-③-④
水道事業	124,510	0	1,939,784	0	△ 1,815,274
下水道事業	151,260	0	1,451,064	0	△ 1,299,804

※ 資金不足額が生じている場合は、正の値で表示される。  
剰余額が生じている場合は、負(△)の値で表示される。

○ 連結実質赤字比率

実質収支額及び資金不足額・剰余額が、黒字の場合は正の値で表示した。

(単位:千円)

会 計 名	実質収支額及び資金不足額・剰余額
一般会計	1,926,313
国民健康保険	353,479
志木駅東口地下駐車場事業	4,412
介護保険	279,008
後期高齢者医療	7,780
水道事業	1,815,274
下水道事業	1,299,804
合 計	<b>5,686,070</b>
標準財政規模	15,356,169
連結実質赤字比率 (%)	—
早期健全化基準 (%)	17.75
財政再生基準 (%)	30.00

当年度の合計は黒字で、正の値で表示されており連結実質赤字比率は生じていない。

(3) 実質公債費比率

一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率を表すものである。

(単位:%)

区 分	実質公債費比率 (単年度)	実質公債費比率 (3年平均)	早期健全化基準	財政再生基準
令和2年度	1.43494	2.2	25.0	35.0
令和3年度	2.05465			
令和4年度	3.12732			

当年度の実質公債費比率は2.2%で、早期健全化基準(25.0%)を下回っている。

#### (4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき、実質的な負債の標準財政規模に対する比率を表すものである。

地方債の現在高や退職手当負担見込額等も対象とした、実質的な負債の割合を表す指標である。

(単位:千円、%)

将来負担額 ①	充当可能財源 ②	標準財政規模 ③	算入公債費 ④	将来負担比率 (①-②/③-④)	早期健全化基準
27,803,121	27,144,604	15,356,169	1,429,789	4.7	350.0

#### 将来負担額 ① の内訳

(単位:千円)

区 分	金 額
地方債の現在高	23,346,341
債務負担行為に基づく支出予定額	0
公営企業債等繰入見込額	2,032,548
組合等負担等見込額	1,033,565
退職手当負担見込額	1,390,667
設立法人の負債額等負担見込額 (第三セクター等)	0
連結実質赤字額・組合等連結実質赤字額負担見込額	0
合 計 ( 将 来 負 担 額 )	27,803,121

当年度の将来負担比率は、4.7%で早期健全化基準 (350.0%) を下回っている。



(5) 資金不足比率

公営企業会計ごとに算定した、資金不足額の事業規模に対する比率を表すものである。

事業の性質上、事業開始後一定期間に、構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合には、資金の不足額から一定の額（解消可能資金不足額）を控除する。

$$\text{算式} \quad \text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
水 道 事 業	—	20.00%
下 水 道 事 業	—	20.00%

当年度の公営企業会計すべてにおいて、資金不足となっている会計はない。したがって、資金不足比率は生じていない。